

訪問介護（ホームヘルパー派遣）利用料金

身体介護

利用者様の体に直接触れて行うサービスです。
(入浴・着替え・おむつ交換など)

	利用者負担額
20分未満	¥186
20分以上30分未満	¥275
30分以上1時間未満	¥436
1時間以上1時間半未満	¥633
1時間半を超して30分を増すごとに	¥90

生活援助

利用者様の生活のお手伝いを行うサービスです。
(掃除・洗濯・買い物・食事作り・薬の受け取りなど)

	利用者負担額
20分以上45分未満	¥206
45分以上	¥253

身体介護に引き続き生活援助を行う場合

	利用者負担額
所要時間が20分から起算して25分増すごとに+67単位(201を限度)	¥75

初回加算

	利用者負担額
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合	¥225

緊急時訪問介護加算

	利用者負担額
利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合	¥113

生活機能向上連携加算

(当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間算定できる)

	利用者負担額
訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による介護活動を行った場合	¥113

(1)前記のサービスは訪問介護員1名によるサービス利用料金となります。

(2)提供時間数は、実際のサービス提供時間ではなく、居宅サービス計画に定める時間数によるものとします。

(3)前記料金にあつては、法改正に伴い変更する場合があります。

(4)本人の生活に直接関係がないものや、日常の家事の範囲を超えているものはサービス提供を行う事が出来ません。※注1

※1:同居親族の援助全般・換気扇の掃除・排水溝の掃除・ベランダの掃除、床のワックスがけ・家具の入れ替え・大量のごみの処分・修理修繕・車の洗車・庭の掃除や草むしり・ペットの世話・おせちなどの特別な料理・年賀状などの代筆・代理人行為・来客の対応など